

## \*法人が連帯保証人になる場合について\*

### \*連帯保証人が法人の場合\*

#### 【連帯保証人(法人)の要件】

- ①登記されている法人であること
- ②法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っていること
- ③借受人と連帯して債務を返還する意思があること
- ④債務を弁済する資力を有すること

#### 【必要書類】

##### (1) 医療法人を除く法人の場合

- ①人材育成事業を事業として規定していることが確認できる定款の写し  
※法人が、外国人留学生候補者の受入れや、実習に対する支援を行う場合において、留学生候補者に対する支援等を行うことも人材育成事業の一つと考えられるため。  
※定款の内容の変更については、認可を受ける所轄庁に御相談ください。
- ②議決機関において決議がなされたか確認できる書類（議事録）  
※法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことが確認できる議事録等
- ③登記事項証明書

##### (2) 医療法人の場合

- ①登記事項証明書
  - ②議決機関において決議がなされたか確認できる書類（議事録）  
※医療法人の従業員でなくなった場合も、債務の完済まで連帯保証を継続できることが条件となりますので、そのことが分かるように議事録に記載してください。
-